

- インフルエンザ、ノロウィルスの感染にご注意
- 不法滞在者が増加しています
- 「皆勤・精勤手当の支給」について
- 足場作業を行う実習生について

インフルエンザ、ノロウィルスの感染にご注意ください！

今年もインフルエンザやノロウィルスが流行する時期となりました。

日本人は自然と気を張る時期ではありますが、実習生にはその感覚がないこともあります。体調不良を言い出せず無理をしてしまう実習生もおり、寮内や実習実施場所において感染拡大の恐れもございます。

組合から体調管理についての指導をいたしておりますが、実習生達は、食事を我慢したり、無理をしていることもあり、さらには、節約をする目的で暖房器具を使用しないケースも毎年見受けられます。組合では当初の教育だけでなく管理スタッフより毎回の定期訪問時にも実習生達に指導しております。受入企業様におかれましても実習生の

様子にご注意いただき、十分な水分と栄養補給、睡眠が大事であることや、感染してしまった場合に十分に休ませ、感染が拡大しないよう、御指導、ご協力をよろしくお願い致します。また、病院対応など何かございましたら、いつでもご相談ください。



不法滞在者が増加しています

近年、外国人技能実習生や留学生の急増し、それに比例して、不法滞在者の数も増加しています。もしかすると実習生の知り合いや友達の中にも不法滞在者がいるかもしれません。

不法滞在者を寮等に泊ませたり、匿ったりする行為は犯罪になってしまいます。組合からは、たとえ友達であっても、そのような人物を自分の部屋に連れてきたり、一緒に遊びに行ったりしないように指導しております。企業様におかれましても、実習生たちが不審な人物と交流がないか、日頃からご注意をお願い致します。また実習生達の周りに不法滞在者がいると疑いがありましたら、すぐに組合までご相談ください。

「皆勤・精勤手当の支給」について

「皆勤・精勤手当」については、法律上、残業代の算出時に基礎賃金から除外できません。「交通費」及び「家族手当」については基礎賃金から除外できますので、同じように考えてしまう方がいらっしゃいますが、これは間違いで、不正扱いとなってしまいますのでご注意ください。

＜皆勤・精勤手当の注意点＞

- ① 残業時の割増賃金の算定時には手当額が含まれます。ただし以下に該当する手当は除くことができます
 1. 家族手当
 2. 通勤手当
 3. 別居手当
 4. 子女教育手当
 5. 住宅手当
 6. 臨時に支払われた賃金
 7. 一ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ② 最低賃金の算定時には、手当額は除かれます。
- ③ 就業規則で同手当の明示がある場合は、有給休暇取得時も支給が必要です。



賃金の扱いはとても厳格に行われなければなりません。うっかりミスが無いようによくお願い致します。

「足場作業」を行う実習生について

2015年7月より足場の組み立て、解体又は変更の作業で現場に出る前には、必ず「特別教育」の実施が必要となりました。

技能実習生においては、この特別教育を受講したかどうかを、技能検定試験[※]の受験時に確認されますが、今後は確認方法が厳しくなり「講習修了書」の提出が必須となりました。
(※技能検定試験：1年目から2年目に移行するための試験)

この「講習修了書」が無ければ試験を受ける事ができない場合もありますので、足場の組立て等の業務で実習生を受入れられている企業様におかれましては「特別教育」の実施と「講習修了書」の発行について再度確認をお願い致します。

＜特別教育の内容について＞

以下の内容を指定時間教育しなければなりません。

1. 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
2. 工所用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
3. 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
4. 関係法令 1時間

尚、特別教育の実施についてご不明な点がございましたら組合担当までお問合せ下さい。

